

厚生労働大臣が定める掲示事項等（令和 8 年 9 月 1 日現在）

1. 入院基本料に関する事項

当センターの看護職員と看護補助者の配置は次のとおりです。

病棟	算定入院料等	職種	1 日に勤務している人数	1 人当たりの受持ち患者数		
				日勤	準夜勤	深夜勤
1BC	障害者施設 7:1	看護職員	26 人以上	4 人以内	15 人以内	15 人以内
		看護補助者	6 人以上	29 人以内	29 人以内	29 人以内
2B 親子	障害者施設 7:1	看護職員	17 人以上	3 人以内	11 人以内	11 人以内
		看護補助者	4 人以上	8 人以内	—	—
2C	障害者施設 7:1	看護職員	15 人以上	3 人以内	16 人以内	16 人以内
		看護補助者	4 人以上	15 人以内	30 人以内	30 人以内
2A	地域一般 3	看護職員	7 人以上	8 人以内	12 人以内	12 人以内
		看護補助者	4 人以上	12 人以内	23 人以内	23 人以内
3AB	回復期リハ 1	看護職員	12 人以上	8 人以内	16 人以内	16 人以内
3C	障害者施設 7:1	看護職員	13 人以上	3 人以内	13 人以内	13 人以内
		看護補助者	3 人以上	25 人以内	25 人以内	25 人以内

2. 関東信越厚生局長への届出事項に関する事項

【基本診療料】

- | | |
|----------------------|---------------|
| ◆地域一般入院基本料 3 | ◆看護配置加算 |
| ◆障害者施設等入院基本料（7 対 1） | ◆看護補助加算 1 |
| ◆回復期リハビリテーション病棟入院料 1 | ◆特殊疾患入院施設管理加算 |
| ◆回復期リハビリテーション強化体制加算 | ◆診療録管理体制加算 2 |
| ◆身体的拘束最小化推進体制加算 | ◆認知症ケア加算 3 |
| ◆入退院支援加算 1 | ◆地域連携診療計画加算 |
| ◆データ提出加算 1 | ◆療養環境加算 |
| ◆感染対策向上加算 3 | ◆排尿自立支援加算 |
| ◆医療安全対策加算 2 | ◆栄養サポートチーム加算 |

【特掲診療料】

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| ◆脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ） | ◆CT 撮影及び MRI 撮影 |
| ◆廃用症候群リハビリテーション料（Ⅰ） | ◆コンタクトレンズ検査料 1 |
| ◆運動器リハビリテーション料（Ⅰ） | ◆薬剤管理指導料 |
| ◆呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ） | ◆検体検査管理加算（Ⅱ） |
| ◆障害児（者）リハビリテーション料 | ◆輸血管理料Ⅱ |
| ◆がん患者リハビリテーション料 | ◆外来化学療法加算 2 |
| ◆集団コミュニケーション療法料 | ◆医療機器安全管理料 1 |
| ◆外来排尿自立指導料 | ◆小児運動器疾患指導管理料 |
| ◆在宅経肛門的自己洗腸指導管理料 | ◆療養・就労両立支援指導料（相談支援加算） |
| ◆二次性骨折予防継続管理料 2 | ◆通院・在宅精神療法の注 13 の施設基準 |

- ◆医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の
5 及び 6 に掲げる手術に係る施設基準
- ◆人工膝関節置換術(手術支援装置を用いるもの)
- ◆継続的に賃上げに係る取組を実施している保険医療機関の基準

- ◆外来・在宅ベースアップ評価料 (I)
- ◆外来・在宅ベースアップ評価料 (I) の注 5
- ◆入院ベースアップ評価料 146
- ◆クラウン・ブリッジ維持管理料 (歯科)
- ◆特別管理加算

【その他の施設基準等に関する事項】

- ◆酸素の購入単価

3. 入院時食事療養について

当センターでは、入院時食事療養費 (I) の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時 (夕食については、午後 6 時以降) 、適温で提供しています。

健康保険法等の規定に基づき、一般の方の場合、1 食当たり **550 円** の負担となります。ただし、住民税非課税世帯の方や、指定難病、小児慢性特定疾病の患者の方などの負担額は異なります。

4. 明細書の発行状況に関する事項

医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

5. 初診に係る費用負担について

他の保険医療機関等からの紹介によらず、当センターに直接来院した患者様については初診に係る費用として **1,650 円** を頂いております。ただし、緊急その他やむを得ない事情により、他の保険医療機関からの紹介によらず来院した場合にあっては、この限りではありません。

6. 医療安全について

当センターでは、医療安全に関するご相談は、医療安全管理者等が各部署等と連携してお受けしております。総合相談室または、担当ソーシャルワーカーにご相談下さい。

7. 患者サポート体制について

当センターでは、安心して診療を受けて頂くため、患者相談窓口を設置しております。(総合相談室)

受診相談、入院及び外来に関する相談、リハビリ等の医療相談、福祉用具に関する相談、治療費に関する相談、個人情報保護に関する相談、医療安全に関する相談、院内感染に関する相談等にご対応いたします。

8. 入退院支援について

当センターでは、患者様が安心して退院できるように、各病棟に入退院支援職員を配置し支援を行っております。

病棟	算定入院料等	入退院支援職員
1BC	障害者施設 7:1	吉田 大 市川 知美
2B 親子	障害者施設 7:1	宮澤 愛
2C	障害者施設 7:1	松元 美子
2A	地域一般 3	山極 涼太
3AB	回復期リハ 1	石井 さやか
3C	障害者施設 7:1	鬼澤 弥来

9. 栄養サポートチーム（NST）による診療について

栄養サポートチーム（NST）は、管理栄養士を中心に、専門的な栄養管理の知識を有する医師、薬剤師、看護師等の多職種で構成するチームです。患者様の治療やリハビリテーションを栄養面からサポートすることを目的に様々な提案を行っております。

10. 当センターにおける令和 7 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までに実施された手術件数

医科点数表第 2 章第 10 部手術の通則の 5 及び 6 に掲げる手術に係る施設基準

区分 1 に分類される手術	件数
ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	0
イ 黄斑下手術等	0
ウ 鼓室形成手術等	0
エ 肺悪性腫瘍手術等	0
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術等	0

区分 3 に分類される手術	件数
ア 上顎骨形成術等	0
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	0
ウ バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
エ 母指化手術等	0
オ 内反足手術等	0
カ 食道切除再建術等	0
キ 同種死体腎移植術等	0

区分 4 に分類される手術の件数	件数
胸腔鏡下手術	0
腹腔鏡下手術	0

区分 2 に分類される手術	件数
ア 靱帯断裂形成手術等	0
イ 水頭症手術等	0
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
エ 尿道形成手術等	0
オ 角膜移植術	0
カ 肝切除術等	0
キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	0

その他の区分に分類される手術	件数
ア 人工関節置換術	97
イ 乳児外科施設基準対象手術	0
ウ ペースメーカー移植術及び交換術	0
エ 冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む) 及び体外循環を要する手術	0
オ 経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0

11. 敷地内禁煙について

当センターでは、敷地内（駐車場を含む）は全面禁煙となっております。ご理解とご協力をお願いいたします。



12. コンタクトレンズ検査料について

コンタクトレンズの装用を目的に当センターを初めて受診した方は、初診料 291 点を、当センターにおいて過去にコンタクトレンズ検査料を算定されている場合は、外来診療料 76 点を算定いたします。また、コンタクトレンズの装用を目的に眼科学的検査を行った場合には、200 点を算定いたします。

上記の点についてご不明な点がある場合には、お近くのスタッフにご相談下さい。

コンタクトレンズの診療を行う医師 高相道彦（眼科診療経験年数 39 年）

13. 個人情報保護について

当センターでは、利用者の皆様に安心してサービスを受けていただくために、個人情報の取扱いに充分配慮した体制で取り組んでいます。

【個人情報の利用目的について】

当センターでは、利用者の皆様の個人情報を次の目的で利用させて頂くがございます。これらの目的以外で利用させて頂く必要が生じた場合には、改めて同意頂くこととしております。

（１）センター内での利用

- ①患者様に提供する医療サービス
- ②医療保険事務
- ③入退院等の病棟管理
- ④会計・経理
- ⑤医療事故等の報告
- ⑥当該患者様への医療サービスの向上
- ⑦センター病棟スタッフの実習
- ⑧医療の質の向上を目的としたセンター内症例研究
- ⑨その他、患者様にかかる管理運営業務

（２）センター外への情報提供としての利用

- ①他の医療関係機関及び福祉関係機関等との連携
- ②他の医療関係機関からの照会への回答
- ③患者様の診療等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ④検体検査業務等の委託業務
- ⑤ご家族等への病状説明
- ⑥保険事務の委託
- ⑦審査支払機関へのレセプトの提出
- ⑧審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ⑨医療賠償責任保険等にかかる医療に関する専門の団体や保険会社等への相談または届出等
- ⑩その他、患者様への医療保険事務に関する利用

（３）その他の利用

- ①医療・福祉サービスや業務の改善のための基礎資料
- ②外部監査機関等への情報提供
- ③臨床研究・治験を実施する場合、もしくは臨床研究・治験を実施する可否かを判断する目的行、患者様の現在及び過去のカルテの調査

上記のうち、他の医療関係機関への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を受付窓口までお申し

出下さい。また、お申し出がないものについては、ご同意頂けたものとして取り扱わせていただきます。なお、これらの同意やお申し出は、いつでも撤回、変更をすることができます。

【個人情報の開示・訂正・利用停止について】

当センターでは、利用者の皆様の個人情報の開示・訂正・利用等につきましても「個人情報の保護に関する法律」の規定に従って進めております。手続きの詳細、ご不明な点につきましては、受付窓口までお気軽にお尋ね下さい。また、ご意見に関しましては、各階にご意見箱を設置しておりますので、ご利用下さい。

14. 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に関する取り組み事項

(1) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制

ア 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する責任者

- ・ 看護局長 飯田 直子

イ 看護職員の勤務状況の把握等

- ・ 勤務時間：平均週 42.6 時間（うち、時間外労働 2.6 時間）
- ・ 2 交代の夜勤に係る配慮：勤務後の暦日の休日の確保
- ・ 3 交代の夜勤に係る配慮：正循環の交代周期をめざしている

ウ 多職種からなる役割分担推進のための委員会または会議

- ・ 開催頻度：1 回/年
- ・ 参加人数：平均 7 人（センター長、総合療育センター長、医療局長、看護局長、事務局長、福祉局長、リハビリテーション治療局長）

エ 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画

- ・ 計画の策定、職員へ計画の周知（文書配布）

オ 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項の公開

- ・ 院内掲示、ホームページへ掲載

(2) 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する具体的な取組内容

ア 業務量の調整

- ・ 時間外労働が発生しないような業務量の調整

イ 看護職員と他職種との業務分担

- ・ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床検査技師、福祉職

ウ 看護補助者の配置

- ・ 看護補助者の夜間配置

エ 妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮

① 院内保育所、夜間保育の実施

② 夜勤の減免制度

③ 休日勤務の制限制度

④ 半日・時間単位休暇制度

⑤ 所定労働時間の短縮

⑥ 他部署等への配置転換

- ・ 夜勤負担の軽減

① 月の夜勤回数の上限設定

② 11 時間以上の勤務間隔の確保

③ 夜勤の連続回数が 2 回まで

④ 早出・遅出等の柔軟な勤務体制の工夫